

議案第163号

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月24日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による占用料の額は、次に定めるところによる。

(1) 占用料が1月を単位として定められているときは、別表占用料の欄に定める金額に占用開始の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。ただし、占用期間が1月に満たないものはその月数を1月とする。

(2) 占用料が1日を単位として定められているときは、別表占用料の欄に定める金額に占用開始の日から占用終了の日までの日数を乗じて得た額とする。

第2条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、占用期間が1月に満たないものについての占用料の額は、同項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額

とする。

第2条に次の1項を加える。

- 6 第2項及び第3項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条、第5条関係）

占 用 物 件		占 用 料	
		単 位	所 在 地
			特別地域
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1月1本につき	280
	第2種電柱		430
	第3種電柱		580
	第1種電話柱		250
	第2種電話柱		400
	第3種電話柱		550
	その他の柱類		25
	共架電線その他上空に設ける線類	1月1メートルにつき	2
	地下に設ける電線その他の線類		1
	路上に設ける変圧器	1月1個につき	240
	地下に設ける変圧器	1月1平方メートルにつき	150
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1月1個につき	500
郵便差出箱及び信書便差出箱	210		

	広告塔	1月1平方メートルにつき	1,400	890
	その他のもの			500
法第35条に規定する事業のために設けるもの及び法第36条に規定するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1月1メートルにつき		10
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		15	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		22	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		30	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		45	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		60	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		100	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		150	
	外径が1メートル以上のもの		300	
	架空管		外径が0.4メートル未満のもの	1月1メートルにつき
外径が0.4メートル以上のもの		560		

法第32条第1項第2号に掲げる物件	その他のもの	外径が0.07メートル未満のもの	20
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	28
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	42
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	56
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	85
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	110
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	140
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	230
		外径が1メートル以上のもの	480
		法第32条第1項第3号に掲げる施設	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		80	
		階数が1のもの	Aに0.005を乗じ、これを12で除して得た額

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が2のもの	1月1平方メートルにつき	Aに0.008を乗じ、これを12で除して得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じ、これを12で除して得た額	
	上空に設ける通路			690	
	地下に設ける通路			410	
	その他のもの			160	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1日1平方メートルにつき	140	89
	その他のもの			1,400	890
施行令第7条第1号に掲げる物件	看板		1月1平方メートルにつき	300	190
	添架広告			730	455
	標識		1月1本につき	400	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1日1本につき	140	89
		その他のもの	1月1本につき	1,400	890
	幕（施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1日1平方メートルにつき	140	89
		その他のもの	1月1平方メートルにつき	1,400	890

	アーチ	車道を横断するもの	1月1基につき	14,000	8,900
		その他のもの		6,900	
施行令第7条第2号に掲げる工作物			1月1平方メートルにつき	500	
施行令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.033を乗じ、これを12で除して得た額	
施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料				1,400	890
施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				500	
施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.011を乗じ、これを12で除して得た額	
	その他のもの			Aに0.008を乗じ、これを12で除して得た額	
施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.023を乗じ、これを12で除して得た額	
	その他のもの			Aに0.008を乗じ、これを12で除して得た額	
施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.011を乗じ、これを12で除して得た額	
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じ、これを12で除して得た額	
	その他のもの		Aに0.033を乗じ、これを12で除して得た額		

施行令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じ、これを12で除して得た額
施行令第7条第13号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.011を乗じ、これを12で除て得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じ、これを12で除て得た額
	その他のもの	Aに0.033を乗じ、これを12で除て得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあつては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

道路占用料の額を改定し、及び1日を単位として定める道路占用料を新設するため、この条例を制定するものである。